農業士木工事の技術基準の一部改定(平成27年7月1日)

1農業土木工事共通仕様書 P1-1-5 " P1-1-6~ " P1-1-12 " P1-1-15 " P1-1-16 " P13-3-3 5出来形管理基準及び規格値 目次 " P1-1-164~	第1編 -7 第1編 第4編 2 第1編			
P1-1-6 P1-1-6 P1-1-1 P13-3- P13-3- 目次 P1-164	7	1 - 1 - 5	完成登録時期についての変更	別紙2 - 1
P1-1-6 P1-1-1 P13-3- P13-3- 目次 P1-164		1 - 1 - 9 (3), 12(4)	工事の下請負についての追記及び変更	で (世代)
P1-1-1 P1-1-1 P13-3- B1次 B1次	無	1-1-10 1., 2.	施工体制台帳の作成等についての変更	· 7
P1-1-1 P13-3- P13-3- 目次 P1-164		1-1-23 6.	施工管理(労働条件の改善)についての追記	別紙2 - 3
P13-3- P13-3- 国次 P1-164	6 第1編	1 - 1 - 3 0 8 . 1)	舗装切断延長の削除	別紙2 - 4
P13-3- 目次 P1-164	第13編	3 - 2 - 2 2 . (14)	管の接合後の報告について	別紙2 - 5
目次 P1-164	4 "	3 - 19 9.	管保護材の試験転圧及び監督員立会について	別紙2 - 6
P1-164		目次のページ番号	項目及びページ番号の追記	別紙2 - 7
	~165 第10編	4 - 5 - 10 - 1, 2	支承工(鋼製支承、ゴム支承)の摘要等の追加	別紙2 - 8
" P1-200~203	- 203 第13編	3 - 2 - 2 - 2, 3	硬質ポリ塩化ビニル管 中心線のズレの測定について	別紙2 - 9
" p1-222 ~	- 233 第13編	3 - 6 - 1	管水路土工事の出来形管理について	別紙2 - 10
9H B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	5 上層路盤工	施工 - 必須「粒度(2.36mmフルイ)」	中規模以上の工事を追記。	で 14年2 14年2 14年3 14年3 14年3 14年3 14年3 14年3 14年3 14年3
9d "	5 上層路盤工	施工 - 必須 「粒度(75μmフルイ)」	中規模以上の工事を追記。	カリ綿は 2 - 1 1
" P8	8 アスファルト舗装	施工 - 必須「現場密度の測定」	仮復旧舗装の場合における取扱を追記	別紙2 - 12
" P31	37 管水路工	施工 - 必須「現場密度の測定」	管側部の現場密度試験測定箇所について追記	別紙2 - 13
7写真管理基準 目次		目次のページ番号	ページ番号の修正	別紙2 - 14
" P67	第13編	3 - 1, 2	管水路基礎の転圧締固め出来形管理写真について	別紙2 - 15
8農業土木工事施工管理の統一事項 目次		目次のページ番号	ページ番号の修正	別紙2 - 16
" 1-3-1~9	9 3 施工体制	施工体制台帳·施工体系図	施工体制台帳の作成等について	別紙2 - 17
" 1-4-1	4 CORINSへの登録	4.2 登録時期	完成登録時期についての変更	別紙2 - 18
" 1-5-2,3	5 工事成績評定	5.3 参考様式	新工事成績評定に伴う創意工夫の様式変更	別紙2 - 19
" 2-8-29, 3	30 8 品質・出来形・写真管理	8.3.3 (2), (3)	管水路の布設完了後の写真撮影及び使用材料写真について	別紙2 - 20
" 2-10-1 ~	.2 10.材料関係	(2)配合決定確認資料	配合計画書への文言の修正等について	別紙2 - 21
" 2-14-27	様式集	様式1-7-(5)	ダクタイル鋳鉄管「形継手チェックシートについて	別紙2 - 22

- 着手する前に変更に関する事項について、変更**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。
- 3. 受注者は、**施工計画書**を**提出**した際、監督員が**指示**した事項について、さらに詳細な**施工計画書**を**提出**しなければならない。
- 4. 受注者は、工場製作工及び、橋梁上部工においては、製作に先立ち、**承諾**図書等を **提出**しなければならない。

1-1-5 工事カルテ作成、登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、完成検査完了後工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負 代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。

1-1-6 監督員

- 1. 当該工事における監督員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。
- 2. 監督員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により監督員と受注者の両者が**指示**内容等を確認するものとする。

1-1-7 工事用地等の使用

- 1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2. **設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が 生じないように努めなければならない。
- 4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは監督員の**指示**に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

- 5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-8 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約約款に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

また、受注者は、元請人と下請負人の関係の適正化を図るため、宮崎県建設工事元 請・下請関係適正化指導要綱によらなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2)下請負者が宮崎県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努 めなければならない。

1-1-10 施工体制台帳

- 1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した締結した下請負契約の請負代金額(当該 下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」(平成26年12月25日付け国土建第198~202号)「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。
- 2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」(平成26年12月25日付け国土建第198~202号)「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に**提出**しなければならない。
- 3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
- 4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度 すみやかに監督員に**提出**しなければならない。

1-1-11 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注業者と相 互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-12 調査・試験に対する協力

- 1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。
- 2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると 共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管 理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請<mark>負</mark>工事の受注者 (当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。) が前号と同様の義務を 負う旨を定めなければならない。
- 3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する歩掛調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5. 受注者は、当該工事が「低入札調査基準価格」を下回る価格で落札した場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を**提出**しなければならない。また、書類の**提出**に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (2) 第1編1-1-4に基づく**施工計画書**の**提出**に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (3) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに 監督員に**提出**しなければならない。なお、調査票等については、別途監督員が**指示** する。
- (4) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は

- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
- 3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、 工事名、工期、発注者名および受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速 やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監 督員の**承諾**を得て省略することができるものとする。
- 4. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働条件の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 7. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督員および関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。
- 8. 受注者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時までに監督員へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督 員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

1-1-24 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、 監督員に**提出**しなければならない。

1-1-25 工事関係者に対する措置請求

- 1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、 著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した **書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2. 発注者または監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-26 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日)、建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

表1-2

<u> </u>	
機 種	備考
トンネル工事用建設機械	ディーゼルエンジン (エンジン出力30kw~
・バックホウ	260kw)を搭載した建設機械に限る。
・トラクタショベル	ただし、道路運送車輌の保安基準に排出ガ
・大型ブレーカ	ス基準が定められている自動車の種別で、有
・コンクリート吹付機	効な自動車検査証の交付を受けているものは
・ドリルジャンボ	除く。
・ダンプトラック	
・トラックミキサ	

- 7. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告示、平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。
- 8. 舗装切断時に発生する濁水処理
 - 1) 受注者は、本工事において1施工当たり切断延長が100mを超える工事については、舗装切断時に発生する伴う濁水(以下「濁水」という。)が発生する場合は、これを回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。

なお、ここでいう1施工当たり切断延長とは、1施工箇所において連続している 切断延長の事をいう。

- 2) **設計図書**における濁水処理の方法は、カッターの排水ドレーンから排出される濁水をホースによりタンク等に収集した後、トラックにて産業廃棄物処理施設へ運搬し処理するものであるが、この方法により難い場合、受注者は監督員の**承諾**を得て濁水処理の方法を変更することができる。ただし、この場合にあっても**設計図書**の変更は行わない。
- 3) 受注者は濁水の収集運搬を第三者に行わせようとする場合は、産業廃棄物収集運搬業に係る取扱品目「汚泥」の許可を取得している者に委託しなければならない。
- 4) 前項において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している者とは、県内における 産業廃棄物の積み下ろしを行う場所が宮崎市内の場合は宮崎市長、宮崎市外の場合 は宮崎県知事の許可を取得している者でなければならない。
- 5) 受注者は、濁水の中間処理(焼却、脱水、乾燥、薬剤固化等)を第三者に行わせようとする場合は、産業廃棄物処分業に係る取扱品目「汚泥」の許可を取得している者に委託しなければならない。
- 6) 受注者は、濁水(当該濁水を処分するために処理したものを含む。) の処分を第 三者に行わせようとする場合は、濁水の含水率を85パーセント以下にするととも に、最終処分業(管理型埋立)に係る取扱品目「汚泥」の許可を取得している者に 委託しなければならない。

付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、 平成14年3月29日付基安発0329003号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局 安全衛生部長通達を遵守しなければならない。

なお、管長が5m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途**設計図書**によるものとする。

- (9) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、砂基礎内に捨梁を 存置してはならない。
- (10) 受注者は、管長の許容差及び継手施工上生じる管長の伸縮に伴う調整を適切に 行わなければならない。
- (11) 管の接合を行う作業員は、接合に熟練した者でなければならない。
- (12) 受注者は、特殊な管の接合に当たり、管製造業者の現地指導を受けるなど適切に施工しなければならない。
- (13) 受注者は、管の布設を一定期間休止する場合、土砂等の流入を防止するため、 蓋で管を閉塞するなどの措置を取らなければならない。また、掘削溝内に水が溜 り、管が浮上するおそれがあるので、布設後早期に埋戻しを完了しなければなら ない。
- (14) 受注者は、管の接合後、直ちに所定の点検を行い、その結果を監督員に**報告し** 不良箇所は状況に応じて、手直し又は再施工しなければならない。
- (15) 受注者は、**設計図書**に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト・ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はFCD製を使用するものとする。ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。

また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、SⅡ、NS形継手についてはステンレスを使用するものとする。

- (16) ダクタイル鋳鉄管及び鋼管、バルブ、鋼製可とう管、鋼製継輪等は、マクロセル腐食(コンクリート/土壌)を防止するため、**設計図書**により施工しなければならない。
- (17) スペーサは、次のスペーサ用ゴム版を標準とし、施工に先立ち接着するものとする。

厚さ:8㎜以上

面積:管口の1/2寸法角以上

硬度:80±5度

- 3. 枕木及び梯子胴木基礎工
 - (1) 受注者は、枕木基礎はなるべく正確に高さを調整した後、管を布設し、くさびを打込んで管を**設計図書**に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。
 - (2) 梯子胴木基礎における各部材は、釘、かすがい等で強固に連結し、特に胴木は、

とする。

- 2.受注者は、掘削は管布設、接合、基礎工、埋戻し等の作業及び管体の安全を考慮して必要な幅員及びのり勾配を確保するものとし、過掘りの発生は極力避けなければならない。継手掘り又はやむ得ず基礎地盤を過掘りした場合は、良質な材料を用いて締固め、当初地盤と同等程度に復元しなければならない。
- 3.受注者は、掘削完了後、基礎地盤の状態について監督員の**確認**を受けなければならない。
- 4.矢板工法を施工する場合は、切梁と管頂との間隔を1m以上確保すること。
- 5.管の継手部の施工は、手堀り施工とする。
- 6.管頂から30cmまでの埋戻しは人力施工とする。
- 7.受注者は、埋戻し用土は、掘削土を使用することが原則であるが、石礫及び有機物 等の有害物を含む場合は、監督員と**協議**しなければならない。
- 8. 受注者は、埋戻しは、管の接合と並行して進めるように考慮しなければならない。 管頂上約60cmまでの埋戻しは、管の接合後速やかに実施しなければならない。 ただし、管が浮上するおそれのある場合は、監督員と協議しなければならない。
- 9. 受注者は、埋戻しを施工するにあたり、所定の締固め度が得られるように、使用する機種、層厚、転圧回数等を定め、るものとする。 材料が変化する毎に監督員立会の うえ試験施工を実施し、試験結果を監督員に提出し承諾を得なければならない。なお、 管の下部、側部については、空げき又は締固め不十分の箇所が生じないよう留意し、 突き棒、タコ、タンパ、水締め等を用いて管に損傷を与えないよう突固めるものとする。
- 10.受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。
- 11.受注者は、芯出し、振れ止めなどに使用した枕木で、管及が管体構造上支障のある ものは、埋戻しに先立ち取り除かなければならない。

第20節 漏水試験

- 1.受注者は、工期内に監督員立会のうえ、漏水試験を実施することとする。漏水試験については、事前に監督員と協議を行うこととする。なお、試験の水圧は、設計静水圧とする。
- 2.漏水試験実施区間において、漏水試験により漏水及び機器の不調その他の欠陥が 生じた場合、監督員へ**報告**し、受注者の責任において工期内に完全に補修または調 整を行わなければならない。
- 3. なお、受注者は、漏水試験が完了した時は、速やかに別紙「調査票」に必要事項 を記入し、監督員に**提出**しなければならない。

【第13編 水路工編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3章 管水路工				
第1節 基礎工	3 - 1管体基礎工			1- 198
第2節 二次製品	3 - 2 - 1コンクリート製 品	1 管水路 (遠心力鉄筋コンクリー ト) R C 管		1- 198
	3 - 2 - 2その他	1 管水路 (ダクタイル鋳鉄管) (強化プラスチック複合 管		1- 200
		2 管水路 (硬質塩化ビニル管 TS継手)		"
		3 管水路 (硬質塩化ビニル管 ゴム輪継手)		1- 202
		4 管水路 (鋼管) 5 管布設		"
第3節 溶接工	3 - 3 - 1 V型開先	1 V型開先 (両面溶接)		1- 204
		2 V型開先テーパ付 き直管(両面溶接)		"
		3 V型開先 (片面溶接) 4 V型開先		"
		(片面裏当溶接)		1- 206
	3 - 3 - 2 X型開先	1 X型開先 (両面溶接)		1- 206
	2 2 2 次拉	2 X型開先テーパ付き直管(両面溶接)		1- 206
	3 - 3 - 3溶接	1 周継手溶接 2 周継手溶接テーパ		1- 208 1- 210
		付き直管 3 すみ肉溶接		1- 212
		4 放射線透過試験		1- 214
		5 素地調整		"
第4節 塗装工	3 - 4 - 1 水道用液状エポ キシ樹脂塗装			1- 214
	3 - 4 - 2 アスファルト塗 膜装			1- 216
第5節 その他	3 - 4 - 3ジョイントコー 3 - 5 - 1管水路			"
3.7 EVIE	(埋設とう性管) ダクタイル鋳鉄 管 鋼管			1- 218
	3 - 5 - 2シールド工事 (一次覆工) コンケリートセグメント			1- 220
	3 - 5 - 3シールド工事 (一次覆工) 既製管覆工 推進工事			"
第6節 土工及び舗装復旧	3 - 6 - 1【既存の舗装面 等への擦りつけにより仕上 げを行う場合】			1- 222
	3 - 6 - 2【既存の舗装面 等への擦りつけのみでは復 旧が出来ない場合】 3 - 6 - 1で管理できない場合			1- 228
	_			

1 - 165

出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値

単位:mm

規格値	±3 ±4 k≤10 k>10	+ 10 以上 + 10 以上 - 2775- 74 編編 + 15 X - 25 (B-2)	1 / 100	വ	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上	+ 2	設計移動量 +10以上	コンパリート橋 鋼橋 士5 4 + 0.5× (B-2)	006/	7 200	го	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上
測定項目	部 部材長 g (m)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向)	合動方向 の 水 様軸直角方向	可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	可動支承の 移動量 注3)	据付け高さ 注 1)	可動支承の移動 可能量 注2)	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	支 承	水 福軸直角方向 度	可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	可動支承の 移動量 注3)
工	橋梁用高欄製作工 (鋼製支承)											
枝番		П				2 友承工 (ゴム)						
₩	6	10										
絙	∞工場製作口	ら共通的工種				v #	通的	工種				
神	4 體 権 刊 帮	4一 聚 祖 二				4	般 മ	Н				
灩	01 浬 鋁 囇	51 土木工事共通		2 4	₩ H	車共重	臛					

	1		
瞅			パム帯承は承能「のの要う文状に、の量可移測と、支状に、の量可移測と、承ゴつ□移「動動定す」及及いい動動及支量は るび 文文で支可び承 「不
攉			パム帯承は承能「のの要う支状に、の量可移測と、支状に、の量可移測とド承ゴつ可移「動動定す」を入い動動及支量はる
刑			
緬			
护			
演			
		支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 な事報付時の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量るを構成して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面及びゴム支承と台座モルタルとのな承のの下面・共変が無いことを確認。 支承の平面・井法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を 1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 場合を除く。 注:3)可動支承の遊間(La,Lb)を計算し、支承据付時のオフセット量。を計算を開発が開始を計算を計算を計算を計算を計算を計算を計算を計算を計算を計算を開めます。というの人の一般を開発を表して、移動可能量が道路橋支承便置の規格値を満たすことを確認する。 注がの規格値を満たすことを確認する。 注:3)可動支承の移動量検査は、架設 注:3)可動支承の移動量検査は、架設 注:3)可動支承の移動量検査は、架設
耕	觅	m 以下の 11m 以 12m 以 27 20 に相(文承上) 文承上。 (La, Lb) (満路編 (養 離 は、 (養 離 は、)	大 (14 大 1
華	形が	(m) 300m 治をな 内配な のなず 第世が 第一章 第一章 第一章 第一章 第一章 第一章 第一章 第一章 第一章 第一章	とさずる 200m 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
迚	長示箇]	大を測定。 (中心間隔 (m) A面寸法が 300mm 以 A面寸法が 300mm 以 A面の高低差を 1mm さ、支承を勾配なりに さく。 1固定の場合は、支承 1固定の場合は、支承 1個支承の遊間 (La, でみ据付時のオフセッ で移動可能量が道路 が高を満たすことを確 動支承の移動量検査 ・実施する。	本人 大人 大人 大人 一 一 大人 一 大人 一 大人 大人 一 大人 大人 一 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人
展	図面の寸法表示箇所で測定。	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下のは、水平面の高低差を1mm以下る。なお、支承を勾配なりに据行場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)割し、支承据付時のオフセット量考慮して、移動可能量が道路橋支持の規格値を満たすことを確認す2)可動支承の移動量検査は、注3)可動支承の移動量検査は、注3)可動支承の移動量検査は、注3,可動方承の移動量検査は、注路橋支承に実施する。	文承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面と 機面及びゴム支承と台座モルタル。 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の対 は、水平面の高低差を 1mm 以下 る。なお、支承を勾配なりに据付け 場合を除く。 注:) 「一動支承の遊間(La, Lb) ? 題し、文承据付時のオフセット量 考慮して、移動可能量が道路橋支 音の規格値を満たすことを確認す。 注:3) 可動支承の移動量検査は、 詳細は、道路橋支承便覽参照。 詳細は、道路橋支承便覽参照。
	図画の	支日 支はる場注定注測考覧注完詳承: 承、。場注定注測考覧注完詳生: 承、。合う1寸が22と慮の下細な支 の水なを(22と規(875)に支し規(後は数率 平平岩除先。『支て格可に、は	支上触接支はる場注定注測考覧注完詳承部面触承、。合つするし意のの「知知の情のの「知知会構及面の水なを」る)、し規(後は、多は、とは、多は、では、多は、では、では、では、では、では、では、では、では、

0	5

規格値	±30 ±50	-20	+100	0. 10% 200	別表イ・ウ参照				+ 20	-50	±120	0.10%			
测定項目	基準高 V 被圧地下水がある場合	埋設深 H	中心線のズレ e	施工延長 200m未満	ジョイント間隔 Ζ				基準高 V	埋設深 H	中心線のズレ e	施工延長 200m未満			
工	を を を を を を を を を を を を を を								管水路 (硬質ポリ塩化ビニル	TS継手)					
林	一部(AKDT)合BTOD								22	縆					
₩	ひかの街								01 H	の 色					
短	2二次製品								21一枚數品						
御	50 管水路工								3管水路工						
灩	51 水路工	2. 大路工罐								路工	鷹				

単位: mm

華	V の	(本) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
测定簡所	ジョイント関係 測定位置 基準高 (V) は、V ₁ 、V ₂ のいずれ ホー方を測定し管理する。	
測定基準	基準高、中心線のズレ (直線部) については、施工延長おおむね 40 m につき 1 箇所の割合で測定す る。 中心線のズレ (曲線部) について はおおむね 10mに 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置につ いては、1 本毎に測定する。	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ (直線部) については、施工延長おおむね 40mにつき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ (曲線部) について はおおむむ 10mにつき 1 箇所の割合で測定される。 中心線のズレ (曲線部) について はおおむむ 10mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。

ν°

「とする。 ただし、 ゆ1350 画 以下又は暗底での 測定作業が困難な 場合は管頂ほで埋 戻後の管頂(V2)で もよい。 e の遡定 は管頂まで堆戻時

Vの測定方法は管底(A1)を原則とし測定時期は埋戻完

Ŋ

2その他

27 二次製品

3管水路工

21 水路工罐

単位: mm

翢

攉

枝番

朱

經

卌

瀘

2その他

27 二次製品

3管水路工

57 太路工編

出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値

対角線

定位置は、

上の4箇所とす

る。 管径が 300mm 以下

の硬質ポリ塩化ビ

	シ 定	4 16	省の	11 12 6 4	た巨伤の	-0	運在核士す		> 1	到演	P 45	ショ 油	に場戻も付の	169
測 定 箇 所	O-1	- /// W /// W /// W /// W /// W // W //	H	2 Miles (2.57 c)			囲は JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管一第1部:直管) JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管一第1部:直管) WSP A-101-2005 (農業用プラスチック被覆鋼管) 80A~3500A 管外面 プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装 管内面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。 突き合わせ溶接継ぎ手とする。 通常の開削による布設工法とする。	配水管とし、配水池、ポンプなどの端:とする。	_	*) i
票	設計図書に示された基準高、ある いは埋設深、中心線のズレ(直線	部)については、施工延長おおむね 40mにつき1箇所の割合で測定	する。 中心線のズレ(曲線部)についた	はおおむね 10mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は2 箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置につ	1 °C		。 3443-1 (5005 (馬 5007 プラスチッ 水道用液状 わせ溶接継ぎ	導水管、送水管及び配水管 3 部施設との接続部までとする。	基準高、中心線のズレについては 松丁な E 40m 77 (0 ** 1 祭所の割る	日につに回っ	中心線のメレ(曲線部)については、施工延長おおむね 10mにつき	んりょ	ò	
単	れた基心線の	、施工箇所の	田線部	17.0 m 所測定 1. ゴム	に適応		囲は JIS G 34 JIS G 34 WSP A-101- 880A~3500A 管外面 ア 等内面 水 突き合わせ、 通常の関削	導 を と な り	のメレ	10	田緑市おむな	選定する		
띘	お光は出来、出来、出来、出来、出来、出来、出来、出来、出来、出来、出来、出来、出来、出	いてはいっか	Ķ 7	お 10m する。 は2箇 ト間隔	1 本		海 記	絕	中心線	40III (5	Oメア(発展な	割合は	<u>1</u> 1 5	
展	設計図書に示された基準高、 いは埋設深、中心線のズレ(部) については、 ね 40mにつき 1億	する。 中心織の	はおおむね 10mにつき1箇 合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔。ゴム輪位・	いては、1本毎に測定する。		で (で (で (で (で (で (で (で (で (で (器の部:	維高、工作官	高十角女 401に運作する。	こう織の、施工	1 箇所の割合で測定する。 ト記未満はっ籍吊当にする		
									ı			· · · · · ·		
規格値	+ 20	-20	± 120	0.10%	製造元の基準による				+30	720	-20	±45	0. 10% 200	
ш	7	I	ө		Z 闛				7	る場合	I	е		
定項	基準高 V	埋設深 H	のズレ	長 200m未満	ト間隔				基準高 V	水があ	埋設深 H	のズレ	長 200m未満	
(河)			中心線のズレ	施工延長 200	置イン / に				基	被圧地下水がある場合	埋	中心線のズ1	施工延長 200	
種	ドドル													
	リ插化	ゴム輪継手)												
Н	管水路 (硬質ポリ塩化ビニル	管 ゴム車					曾 (鋼管)		管布設 (細絡)					
	Я́ш	र्श्					√im-		र्शना					

4

2その他

27 二次製品

3管水路工

27 水路工編

通常の開削による 布設工法とは、矢 板土留、建込簡易 土留と含むものと する。

ものとする。 ただし、80m に 1 回、管布設後の状 況写真によりズレ の確認をするもの とする。

ニル管について は、中心線のメレ の測定は行わない

【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】

規格値	720	-100		-100	30 H							
测定項目	基準高▽	幅w		幅 B	上 名画		厚さて	幅 w				
工					管体基礎工 (砂基礎等)			冊 				
枝番	幣			Δĺm								
*	П						п					
缦	9 +	о H Н			1		9 +	Н				
ተ	ი 🎘	水政	ŧН	භ 🎘	水路工		භ 🎘	水改	<u> </u>			
臛	13 X	路上	鷹	51 六	路川隱		133	路上	鷹			

単位: mm

播		基礎材が異なる場合は、種類ので、 類毎に別に、種のの。	
测定简所	D ≥	13 L3	[舗装道路下の場合]
测定基準	施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 所。 基準高は、中央部で測定。	施工延長おおむね 40mにつき 1 箇所の割合で測定する。	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚きは、下がり管理とする。 厚さは、下がり管理とする。

1 - 223

【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】

格値	10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)	-15	I		8	I				
規格	個々の測定値 (X)		— 20		-25	- 50				
	測定項目	お 1 <u>世</u>	뺼		とと	聖				
	日	アスファルト舗装工 (下層路盤工)			アスファルト舗装工 (ト層路盤工)	粒度調整路盤工				
	枝番									
	⋘	Н			н					
	短	6 舗装後日工				o舗装復旧工				
	神	で懸っ	水路	E H	က ည်း	水改	蛋 闩			
	僱	S1 大 8	盔 卜	1 屢	13 X	盤上	一應			

単位: mm

権		
河 定 豳 所	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
測 定 基 準	厚さは、延長 40m毎に1箇所を測定。 幅は、延長 80m毎に1箇所を測定。 厚さは下がり管理とする。	厚さは、延長 40m毎に1箇所を測定。 幅は、延長 80m毎に1箇所を測定。 厚さは下がり管理とする。

1 - 225

単位: mm

瞅 攉

币

緬

定

展

無

基

定

三

幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアー以上の割合で規格値を満足しなければを探取して測定。 ならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

『門九氏研光片探

出来形管理基準及び規格値

を行う場合】	規格 値	
の数りつけにより仕上げる		
【既存の舗装面等への		

規格値	個々の測定値 10 個の測定値 の平均 (X) (X ₁₀)	-2	I	
	個々の測定値 (X)	– 7	-25	
	測定項目	厚さ	豐	
	重	アスファルト舗装工 (表層工)		
	Н	アスファ/ (表層工)	l L	
	枝番			
	然	1		
	絙	9 舞	装 徭	
	御	ი 揮	水站	
	臛	13 ¥	盤上	一 壥

$\overline{}$
⋖п
ある
+
حہ
25
\$ 5°
์ขับ
۲
25
7
翼
徑
46
ř.
٢
A
Ŏ
\preceq
Ď
った
っつけ
味りつけ
轍りしげ
の蒸りしけの
への蒸りしげ
すくの熱りしげ
等への擦りしけ
面等への擦りしけ(
核面等への擦りつけの
は被画等への擦りつけの
舗装面等への擦りつけの
の舗装面等への擦りつけの
ずの舗装面等への擦りつけの
5存の舗装面等への擦りつけ
既存の舗装面等への擦りつけの

規格値	720	-100		-100	T+ 30		720	-50	-100	
ш	\triangleright	W					\triangle	T z	W	
更	恒			В			恒	40		
定	標			聖	世 W		標			
展	퐴	雪					挥	查	閆	
種				(
Н	掘削工			管体基礎工 (砂基礎等)			埋戾工			
枝番										
₩	1						1			
短	9 +	ΙН		単 1	搬工		9 #	Н		
十	乗 の	1 术 \$	置	の 徳	水路工		e 海	水路	ŧ Н	
灑	13 X	路上	鷹	13	路川鷹		13 ¥	路上	懂	
	章 節 条 校番 工 種 測 定 項 目 規 格	章 節 条 校番 工 種 測 定項目 規格 3 6 1 掘削工 基準高 工	章 節 条 校番 工 種 測 定項目 規格 3 6 1 掘削工 基準高 工 本 工 工 工 工 工	章 第 交 校番 工 種類工 基準高 型 上50 公 1 相削工 基準高 〇 十50 路 工 工 本 一100 工 工 本 一100	章 係 校番 工 種削工 基 準 高 五 水 工	章 節 条 校番 工 種間工 基 基 基 基 基 水 工 工 工 工 工 工 工 工 工 3 1 管体基礎工 (砂基礎等) 工 工 工 工 工 3 1 工 工 工 工 工 工 工	5 5 4 4 5 4 5 5 5 5	一	5	4

単位: mm

瀬 瀬		基礎材が異なる。 る場合は、種類毎に測定する。	「管体基礎 上1の管理 基準による
測定簡所	Δ	T2 T1	を ・
測 定 基 準	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。所。 所。 基準高は、中央部及び端部で測定。	施工延長おおむね 40m につき 1 箇所の割合で測定する。	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 所。 基準高は、中央部及び端部で測定。 厚さは、下がり管理とする。

【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧ができない場合】

格値	10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)		-15	1		1	8	I	
規格	個々の測定値 (X)	±40	-45	-20		+40	-25	-20	
	測定項目	△皇本	と	璺			西	聖	
	日	アスファルト舗装工 (下層路盤工)				アスファルト舗装工(ト国路般工)	大 松度調整路盤工		
	枝番								
	巛	П				П			
	短	8	景	関 日	Н	9	業	<u>қ</u> Ш	Н
	栅	භ 🌆	水吹	组 円		က 🅸	水改	E H	
	騭	13 K	路上	十鷹		13	路上	一鷹	

単位: mm

瞅	
椞	
	個は平はが適
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
莊	
11112	10 型の型のの
緬	2 編 毎 編 か 過
<u> </u>	
护	個々の測定値が 10 個に 9 10 合で規格値を満足しなけれ とともに、10 個の測定値の 10) について満足しなけれ 。 ただし、厚さのデータ数
灵	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値で対すならない。ただし、厚さのデータ数がならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
	■ 女 な な な の 日 10 女 な な な の 日 10 な な な な の 10 を 引 ら な り 値 ら な な 自 の で な か 自 の で な か と な と な と な と な と な と な い が 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 … 。 。 … 。 。 … 。 。 … 。 。 … 。 。 … 。 。 … 。 … 。 … 。
	M 1 2 値 2 値 2
	所幅、1 鑑 定 所幅、1 鑑 定のは厚し
#	n毎に1箇所の割と 所の割とし、厚さは を掘り起こして測 ら場合は、監督員の う場合は、監督員の の分けで測定する。 を掘り起こして測 を掘り起こして測 を掘り起こして測 ら場合は、監督員の う場合は、監督員の
1.10	M 側
州	
ħu)	○ 雑 御 形
任	1高は延長 40m毎に1箇所の割と 中央部及び端部で測定。幅は、延 0m毎に1箇所の割とし、厚さは m毎に1箇所を掘り起こして測 がり管理を行う場合は、監督員の 2を得ること。 1はセンター振り分けで測定する。 がり管理を行う場合は、監督員の がり管理を行う場合は、監督員の がり管理を行う場合は、監督員の はセンター振り分けで測定する。 ははセンター振り分けで測定する。 ははセンター振り分けで測定する。
展	遊部記さ 管るン 遊部記さ 管るン 対形に口 理こグ 増設に口 用こグ
栗	は、大田母 が得せ が得せ が得せ
	基準高は延長 40m毎に1箇所の割と し、中央部及び端部で測定。幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 ※下がり管理を行う場合は、監督員の 承諾を得ること。 ※「一、中央部及び端部で測定。幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは 200m毎に1箇所の割とし、厚さは 200m毎に1箇所の割とし、厚さは 200m毎に1箇所の割とし、厚さは 200m毎に1箇所の割とし、厚さは 200m年に1箇所の割とし、厚さは 200m年に1箇所の割とし、厚さは 200m年に1箇所を掘り起こして測定。※下がり管理を行う場合は、監督員の 承諾を得ること。
	基し長の定 ※承※

1 - 230

1 - 231

【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧ができない場合】

出来形管理基準及び規格値

各値	10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)	-2	l	3mプロスルメーケー (の)2.4mm以下 直読式 (足付き) (の)1.75mm以 下	
規	個々の測定値 (X)	2 —	-25	I	
	測定項目	厚さ	聖	平田	
	重	卜舗装工			
	Н	アスファル (表層工)			
	故				
	≪	1			
	絙	6	採	⊠ III H	
	御	က ∰	1 大 2	蛋 日	
	臛	13 K	路上	- 1 鷹	
	容	章 節 条 枝番 工 種 測定項目 個々の測定値 10	章 節 条 枝番 工 種 測定項目 個々の測定値 3 6 1 アスファルト舗装工 厚 さ -7 管 舗 (表層工) (表層工) 厚 さ -7	章 節 条 枝番 工 種 測定項目 個々の測定値 3 6 1 アスファルト舗装工 厚 さ -7 音 舗 (表層工) 幅 -25	章 節 条 枝番 工 種 測定項目 個々の測定値 3 6 1 アスファルト舗装工 厚 さ ー7 常 舗 「表層工」 幅 ー25 水 装 「 一 工 旧 工 旧 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工

単位: mm

翢 椞

币

緬

定

展

無

革

定

展

厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平

幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアー を採取して測定。

均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適

※幅はセンター振り分けで測定する。

※設計厚が3cmの場合は、平坦性の 用しない。 測定は省略することが出来る。

品質管理基準

工種	種別	試験 区分	試	験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績 疫等によ 確認		
4 下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用す る。			
		.5	骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。				
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。	・確認試験である。			
5 上層路盤	材料	必須			修正CBR試験	舗装調査・試験法便 覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40°Cで行った場合80%以上	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		0
			鉄鋼スラグの 修正CBR試験	舗装調査・試験法便 覧[4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	0		
			骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102	JJS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		0		
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センターま たは県が指定する民間の試験機関が実 施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	0		
			鉄鋼スラグの 呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便 覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水 硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	0		
				鉄鋼スラグの 水浸膨張性試 験	水浸膨張性試 覧 [4]-16		施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	0	
			鉄鋼スラグの 一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便 覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	0		
			鉄鋼スラグの 単位容積質量 試験	舗装調査・試験法便 覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	0		
	=	その他	粗骨材のすり へり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センターま たは県が指定する民間の試験機関が実 施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生 骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	0		
			硫酸ナトリウム による骨材の 安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センターま たは県が指定する民間の試験機関が実 施した試験結果報告書による。		0		
	施工	必須	現場密度の測 定	舗装調査・試験法便 覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X3 96.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満 の工事は1工事もたり3個以上。 施工面積500m未満については、別定 個数について監督員と協議すること。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値 の平均値X10が接続値を満足しなけれ ばならない。また、10個の測定値の押り 値ならない。また、10個の測定値の平均値X3が だし、場合は3個の測定値の平均値X3が 頻格値を満足していなければらない。 が、X3が規格値をはずれた場合は、さら に3個のデータを加えた平均値X6が規 格値を満足していればよい。			
				粒度(2.36mm フルイ)	覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事:1回~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用す		
			粒度(75 µ mフ ルイ)	舗装調査・試験法便 覧 [2]−14	75 μ mふるい: ±6%以内	中規模以上の工事: 異常が認められたとき。	る基層及び表層用混合物の総使用料が 3,000t以上の場合が該当する。			
			ブルーフローリ ング	舗装調査・試験法便 覧 [4]-210		上層路盤仕上がり後、原則、2車線以上 の道路で、全幅、全区間について実施 する。 フルフローリングを行った結果、不良箇 アルフローリングを行った によりたわみ量を測定する。	たわみ量の目標値はZmm以内とする。 ※大型車の通行のない道路区分については、実施しない。但し、監督員の指示 があった場合は、この限りでない。 道路区分については、監督員に確認を 行うこと。			
		そ	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。			
		の他	土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。				
アスファル - 安定処理路 ^盤			アスファルト舗 装に準じる							
セメント安全処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査·試験法便 覧 [4]-38	下層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメ ントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。			
			骨材の修正 CBR試験	舗装調査・試験法便 覧[4]-5	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	施工前、材料変更時	・アスファルト舗装に適用する。	0		
				土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便 覧 [4]-103	厂 下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤	施工前、材料変更時			

品質管理基準

		試験 区分	試	験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績 表等による 確認
8 アスファル ト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			トルエン可溶 分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・セミブローンアスファルト: 表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			蒸発後の針入 度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ボリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			高温動粘度試 験	舗装調査・試験法便 覧 [2]-180	舗装施行便覧参照 ・セミブローンアスファルト: 表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便 覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			タフネス・テナ シティ試験	舗装調査・試験法便 覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
	プラント	必須	粒度(2.36mm フルイ)	舗装調査·試験法便 覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			粒度(75μmフ ルイ)	舗装調査・試験法便 覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			アスファルト量 抽出粒度分析 試験		アスファルト量: ±0.9%以内	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
			温度測定(アス ファルト・骨材・ 混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設 技術センターの生アス配合設計承認の 写し及び生アス配合報告書による。		0
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便 覧 [3]-91	【車道 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X3 96.5%以上 【歩道】 長 X3 95.5%以上 【歩道】 (70 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満 の工事は1工事当たり3個以上。 施工面積500m未満については、測定 個数について監督員と協議すること。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量 (ブラント出荷数量)と舗設面積及び厚さ での密度管理、または転圧回数による 管理を行う。 ・仮復旧舗装の設置から撤去までを行う 工事(※1)においては、監督員との協議により、仮復旧舗装の品質管理のうち現場密度の測定を省略可能とする。 ただし、仮復旧舗装の状態で引渡を行う場合は省略できない。	
			温度測定(初 期締固め前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前·午後各 2回)。	
			外観検査(混 合物)	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試 験	舗装調査・試験法便 覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
9 転圧コンク リート	材料	必須	コンシステン シーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値:50秒	当初		
			マーシャル突 き固め試験	転圧コンクリート舗 装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:96%	当初		
			ランマー突き固 め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない 場合に適用する。なお測定方法は試験 の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		



品質管理基準

工種	種別	試験 区分	試験項目		規格値	試験基準	摘要	試験成績 表等による 確認
37水路工(管 水路)	材料	必須	土の締固め試 験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度 試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試 験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の一軸圧縮 試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮 試験	土質試験の方法と 解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土のせん断試 験	土質試験の方法と 解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
	施工	必須	現場密度の測定	締固め度 現地で締固めたを JIS A 1210の談題 JIS A 1210 A・B法	象方法による最大乾燥密度 × 100 (%)	施工延長200m毎に1回、左右両側で測定する。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎構断方向の測定箇所は下図を標準とする 舗装道路下の場合	・基礎(砂基礎等)及び埋戻し等・管径600mm以上のとう性管に適用する。・管径600以下については、以下のとおりをする。・管径600以下については、以下のとおりをする。が、管側部で測定できない場合には、管頂部付近で行うこととする。施工条件により密度試験を運行さない場合には、監督費との協議のうえ試験施工を出資管理とすることができる。ただし、受達者は、試験施工で求めた転圧回数を遵守しなければならない。・左記の規格値を満たしていても、規格値を置して回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。・・結業道路下の場合の路体、路床部の現場密度の測定は、道路土工の品質管理の試験項目、規格値に準じる。	
	施工後試験	必須	漏水試験		圧力の低下がないこと 地表面に水がしみ出すなどの異常がないこと	施工完了後に実施 充水完了後12時間以上経過後に確認	試験後に異常が確認された場合は、原 因を究明し、対策を講じた後に再試験を 行う	

【第13編 水路工編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3章 管水路工				
第1節 基礎工	1-1管体基礎工]]
第2節 二次製品	3-2-1コンクリート製 品	1 管水路 (遠心力鉄筋コンクリー ト) R C 管		"
	3-2-2その他	1 管水路 (ダクタイル鋳鉄管) (強化プラスチック複合 管		11
		2 管水路 (硬質塩化ビニル管 TS継手)		"
		3管水路 (硬質塩化ビニル管 ゴム輪継手)		"
		4 管水路 (鋼管)		"
		5 管布設		"
第3節 溶接工	3-3-1 V型開先	1 V型開先 (両面溶接)		68
		2 V型開先テーパ付 き直管 (両面溶接)		11
		3 V型開先 (片面溶接)		"
		4 V型開先 (片面裏当溶接)		"
	3-3-2 X型開先	1 X型開先 (両面溶接)		"
		2 X型開先テーパ付き直管(両面溶接)		"
	3-3-3溶接	1周継手溶接		"
		2周継手溶接テーパ 付き直管		11
		3 すみ肉溶接		IJ
		4 放射線透過試験		11
		5素地調整		"
第4節 塗装工	3-4-1水道用液状エポ キシ樹脂塗装			11
	3-4-2アスファルト塗 膜装			11
	3-4-3ジョイントコート			"
第5節 その他	3-5-1管水路 (埋設とう性管) ダクタイル鋳鉄管 鋼管 強化プラスチック複			"
	3-5-2シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セメント			"
	3-5-3シールド工事 (一次覆工) 既製管覆工 推進工事			IJ

【第13編 水路工編】

【 月		171111		各上	· 1/100 Z			
編	章	節	条	枝妥	エ 種		写真管理項目	摘要
				番	·	撮影項目	撮影頻度[時期]	
13 水路工編	2コンクリート水路	3水路トンネル	1		トンネル支保工	切羽 矢板 支保工	掘削タイプ別 「施工後]	
13 水路工編	2 コンクリート水路	3 水路トンネル	2		トンネル覆エ	まき厚 型枠	1スパン毎に1箇所	
13 水路工編	2コンクリート水路	1 付 帯 エ			精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当たり部 橋台沓部	幅 高さ 厚酌筋	1箇所につき1回	
13 水路工編	3 管水路工	1基礎工			管体基礎工 (砂基礎工)	幅 厚さ まき出し 転圧締固め	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕 ・管水路基礎工の転圧締固め 出来形管理写真は、転圧回数 毎の写真は不要とし、一層毎 の最終転圧時の転圧締固め写真を80m毎に1回(施工延長 80m未満は最低2箇所)撮影する。 ・管側部の転圧締固め出来形 管理写真は、左右交互に転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終転圧時の転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終転圧時の転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終転圧時の転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終転圧時の転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終転圧時の転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終転圧時の転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終転圧時の転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終転圧時の転圧 している状況写真は不要とし、 一層毎の最終をを見いる。	
13 水路工編	3 管水路工	2二次製品	1コンクリート製品		管水路 遠心力鉄筋コンクリート管 RC管	布設 外観 ジョイント関係	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕	接続箇所付近で撮 影すること。
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2その他		管水路 ダクタイル鋳鉄管 強化プラスチック複合管 硬質ポリ塩化ビニル管 (TS継ぎ手) 硬質ポリ塩化ビニル管 (ゴム輪継ぎ手) 鋼管	布設 外観 ジョイント関係	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕 ・硬質ポリ塩化ビニル管(ゴム 輪継手)のジョイント関係については、出来形管理で測定した 4箇所の内1箇所を撮影するものとする。 撮影する写真は、チェック ゲージの目盛、4箇所の測定値を記した黒板、管番号及び測定 場所がわかる写真とする。 なお、段階確認で測定した継手については、写真管理を省略できるものとする。	・接続箇所付近で撮影すること。

		2. 4	施工計画書	作成	要領								•		-				•			2-2-5
(3.	設計	図書の照望	ૄ • 3	「事	則量	の成	果	(着	ŧΙ	前	測量	量)		•			•	•		- 2	2-3-1
		3. 1	設計図書の	照査																		2-3-1
		3. 2	工事測量の	成果	(着.	工前	測量)							•							2-3-1
	4.	ΙĮ	打合簿	•					•	•			•				•		•	•		2-4-1
		4. 1	目的 •												•							2-4-1
		4. 2	各事項の定	!義お	よび	取扱.	上の	留意	点						•							2-4-1
		4. 3	作成要領												•							2-4-2
		4. 4	電子メール	での	書類	提出									•							2-4-3
		4. 5	作成例およ	び参	考様:	式									•							2-4-4
	5.	協詞	養資料						•	•			•				•		•	•		2-5-1
		5. 1	関係官公庁	協議	資料										•							2-5-1
		5. 2	近隣協議資	料											•							2-5-1
	6.	工和	呈管理				•			•		•	•				•		•	•		2-6-1
		6. 1	目的 •																•			2-6-1
		6. 2	工程管理上	の留	意点								•		•							2-6-1
		6.3	作成要領																•			2-6-2
		6. 4	その他																•			2-6-2
	7.	ΙĮ	下履行報告							•			•						•	•		2-7-1
		7. 1	工事履行報	告																		2-7-1
	8.	品質	・出来形	• 写	真管	理				•												2-8-1
		8. 1	品質管理																			2-8-1
		8. 2	出来形管理	<u> </u>																		2-8-16
		8.3	写真管理																			2-8-29
	9.	段阳	螧確認等							-			-						-			2-9-1
		9. 1	材料確認書	f																		2-9-1
		9. 2	段階確認、	立会	事項																	2-9-4
1	0.	材料	料関係																	•		2-10-1
	-	10. 1	レディーミ	クス	トコ	ンク	IJ—	۲														2-10-1
	-	10. 2	セメントコ	ンク	リー	ト製	品使	用の	取扣	及し	١											2-10-5
1			全管理																			2-11-1
	-	11. 1	安全教育訓	練等																		2-11-1
	-	11. 2	事故報告																			2-11-2
1			上資源																			
		12. 1	再生資源利	用促	進計	画書	(実	施書	:),	再约	生資	源	利用	計ī	画書	(実	施書	‡)				2-12-1
		12. 2	産業廃棄物)管理	表																	2-12-1
1	3.	試馴	食方法等				•															2-13-1
			作集																			

3. 施工体制

3.1 総則

建設業法第24条の7により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成7年6月29日により実施されている。

また、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第13条により、受注者が作成した施工 体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

3.2 施工体制台帳 · 施工体系図

詳細は、次頁の「施工体制台帳の作成等について」「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」および「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」を参照のこと。

平成7年6月20日建設省経建発第147号

<u>最終改正:平成26年12月25日</u> 国土建第198~202号

各地方整備局等建設業担当部長 各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部改正する法律(平成6年法律第63号)により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係 事項の徹底方を取り計らわれたい。

記

一 作成建設業者の義務

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第24条の7第1項(入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者(以下「作成建設業者」という。)の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事(公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。)においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円(建築一式工事にあっては、4,500万円)以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために 下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が 3,000万円(建築一式工事にあっては、4,500万円)に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け 負わせたときには法第24条の7第2項の規定による通知(以下「再 下請負通知」という。)を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類(以下「再下請負通知書」という。)を 提出すべき場所
 - の3点を記載した書面を交付しなければならない。
- ② ①の a、b 及び c に掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
 - 上記①<u>及び②</u>の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。 〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

- <u>イ</u> 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- <u>ロ</u> 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、<u>作成建設業者</u>に対する<u>イ</u>の通知書の提出と、その者に対する

この書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。 作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内 建設ステーション/△△営業所

[②の書面の文例]

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の 建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号)第14条の4<u>第1項</u>に規定する再 下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更 が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてく ださい。

○○建設(株)

(3) 下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、<u>作成建設業者</u>としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

(4) 施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その 作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提 出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人 に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載して もよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された 再下請負通知書を東ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請 負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければなら ない。

- [例] 発注者から直接建設工事を請け負った<u>建設業者</u>をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の1)から10)の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。
 - 1) A社自身に関する事項(規則第14条の2第1項第1号)及びA社 が請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第2号)
 - 2) B 社に関する事項(規則第14条の2第1項第3号)及び請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)
 - 3) Ba 社に関する・・・ [B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載 または添付]

- 4) Bb 社に関する・・・ [B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載 または添付]
- 5) **Bba** 社に関する・・・ [**B**b 社が提出する

"

6) **Bbb** 社に関する・・・ [**Bb** 社が提出する

7) C 社に関する事項(規則第14条の2第1項第3号)及び請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)

IJ

8) Ca 社に関する··· 〔C 社が提出する

"

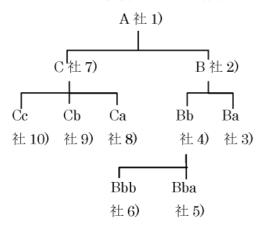
9) Cb 社に関する・・・ 〔C 社が提出する

"

10) Cc 社に関する・・・ 〔C 社が提出する

"

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。 施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの 関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時(規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時)に遅滞なく行わなければならないが(規則第14条の5第3項)、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が(1)の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、<u>作成建設業者</u>に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、<u>作成建設業者</u>に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

- ① 記載事項(規則第14条の2第1項)関係
 - イ 第1号<u>イ</u>の「建設業の種類」は、請け負った建設工事<u>に</u>かかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領5の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。
 - ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及 び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。
 - <u>ハ</u> 第2号イ及びへの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
 - ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。
- 本 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号口に該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号口に該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。
- 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、 実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。
- 上 第2号への「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは<u>「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。</u>
- <u>チ 第2号トの「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」</u> は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。
- <u>リ</u> 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領<u>6</u>の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。
- ② 添付書類(規則第14条の2第2項)関係
 - イ 第1号の書類は、<u>作成建設業者</u>が当事者となった下請契約以外の下請 契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されて いるもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の 額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第19条各号に掲げる事項が網羅されて いなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、こ こでいう書類に該当しない。

- ロ 第2号の「<u>主任技術者又は</u>監理技術者資格を有することを証する書面」は、<u>作成建設業者</u>が置いた<u>主任技術者又は</u>監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、<u>規則第3条第2項又は</u>規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。
- ハ 第3号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、<u>作成建設業者</u>が置いた規則第14条の2第1項第2号へに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項または添付書類(法第19条第1項の規定による書面を含む。)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項記載についても、(4)に掲げたところと同様に、<u>作成建設業</u> <u>者</u>が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各 下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしても よい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる(規則第14条の6第2号)。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示なければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(規則第14条の6第1号 及び第2号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるよう な工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全 等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。
- (9) 施工体制台帳の発注者への提出等

<u>作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工</u>

体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った 建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、 請負契約に基づく債権債務が消滅した場合(規則第14条の7。請負契約の 目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目 的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場 合を指す。)には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(10)の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(10)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、<u>作成建設業者</u>に係る義務であるが、施工 体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

- (1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知
 - その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の交付を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。
- (2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知
 - (1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け 負わせたときは、遅滞なく、
 - ① 当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を交付しなければならない。
 - ② 作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。
- (3) 再下請負通知
 - ① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があり、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び<u>作成建設業者</u>への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない。(規則第14条の4第2項)

また、発注者から直接建設工事を請け負った<u>建設業者</u>が新たに下請契約を締結し<u>た場合や</u>下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

- ③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。
- ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項または添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。
- ⑤ <u>作成建設業者</u>に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される 一(2)①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に<u>作成建設業者</u>に提 出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締 結した注文者に経由を依頼して<u>作成建設業者</u>あてに提出することとして も差し支えない。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一(1)の金額を下回る民間工事など法第24条の7<u>第1項</u>の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、より的確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、 規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者 名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理 由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

なお、「施工体制台帳の整備について」(平成3年2月5日付け建設省経構発 第3号)は、廃止する。

年 月 日

施工体制台帳(作成例)

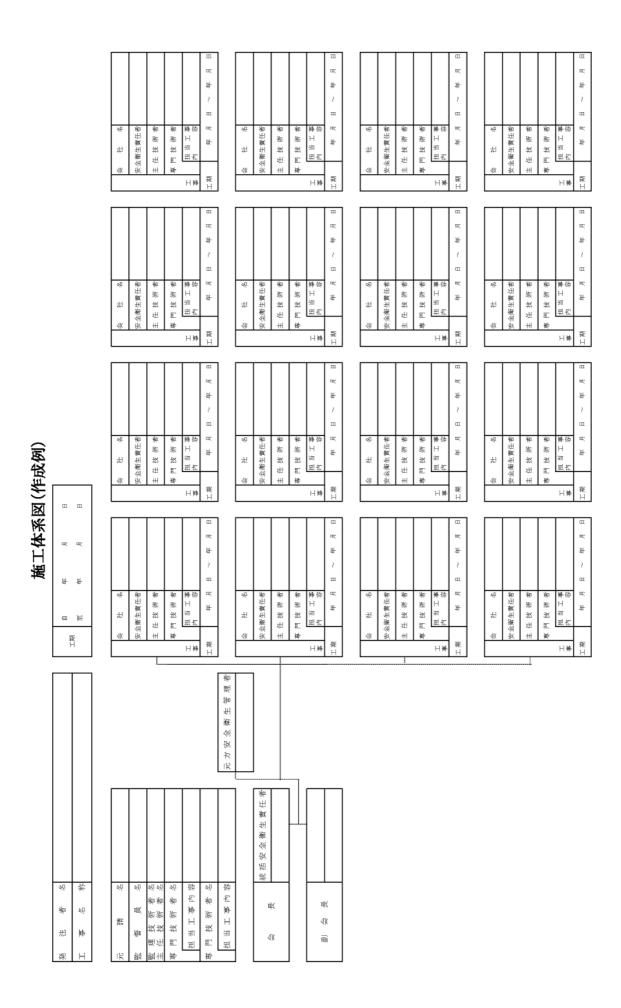
[会社名]												
[事業所名]												
									•			
	許可美	と 種	Ē	午可	番号		許可	(更新)	年月日			
建設業の許 可		工事業	大臣 特別 知事 一般	rt. X	第	号		年	月 日			
		工事業	大臣 特別 知事 一般		第	号		年	月 日			
工事名称												
及 工事内容												
発注者名び所住												
工期	自	年 月	日	契	約日		年	月	日			
上 朔	至	年 月	日	天	ボソ 口		+	Я	Н			
#m - 4/4	区 分	名			称	住			所			
製 約 営業所	元請契約											
	下請契約											
		健康	表保険	Т	雇用的	兄除						
	保険加入 の有無	加入	未加入	厚生年金保隆 加入 未加				未加入				
64	*> 11 \(\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\exiting{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\exitin}\\ \text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\tinin}\tinintin}\\ \tinin}\exitinnet{\text{\text{\text{\text{\tinin}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\tin}\tinn}\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\texitin}\tinn}\text{\texitinn}\tinn}\tinn}\tinnet{\text{\text{\text{\texitin}\text{\texitinn}\texi		用除外		適用際		,	加入 適用隊				
健康保険等 の加入状況		区分	営業所の)名称	健康保	·険 厚	生年金	保険	雇用保険			
	事業所 整理記号等	元請契約										
		下請契約										
					7. 10 辛日							
発注者の監督員名					及び意見 出 方 法							
助 叔 吕 夕				権限	及び意見							
監督員名 場				申 出 方 法 権限及び意見								
代理人名					及び息見 日 方 法							
監理技術者名 専 任 主任技術者名 非専任					各内容							
専門 技術者名					専 門 技術者名							
資格内容	資格內容											
担 当 工 事 内 容					. 当 . 事 内 容							
外国人建設就 従事の状況(有 無			人技能実 『の状況(有	無			

《下請負人に関する事項》

会 社 名			代	表 者 名							
住 所											
工 事名 称 及 工 事 内容											
工期	自 至	,	日 契 日	! 約 日		年	月		日		
	施工に必要な		許	可 番 号		許可()	更新)	年月	日		
建設業の許可		生 辛	寺定 一般	第	号	4	年	月	日		
		里, 安	寺定 一般	第	号	4	月	日			
		ht. ct /0.00		屋北 左	A /II PA	□ □ □ □ □ □					
	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加	λ.	厚生年 加入	金保険 	加力	雇用保険 入 未加入				
健康保険等	^>.U W	適用除外	· ·	適用		ДПД	適用隊				
の加入状況	事業所	営業所の名称	伎	建康保険	厚生年	金保険	雇用保険				
	整理記号等										
現場代理人	名		一字	全衛生責任	老名						
権限及(Ţ,		╢	全衛生推進	_						
意見申出力	亩 亿		┨├								
主任技術者	非専任		雇用管理責任者名								
	谷		専門技術者名								
			資格内容								
			担当工事内容								
外国人建設就 従事の状況(人技能実習 事の状況(有		有	無	ŧ				

|※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更 契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額 に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該 |主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者である| |ことを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設 業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し



年 月 日

再下請負通知書 (作成例)

直 近 上 位 注 文 者 名_			_				
			【報告下請負	【業者】			
			住 所				
			7				
元請名称							
			会 社 名				
			代表者名				
《自社に関う	する事項》						
工 事名 称 び 工 事 内容							
工期	自	年 月 日	往又有との		年	月	日
工 朔	至	年 月 日	製 約 日		+	л	Н
	サイン・バード	3h - 216 75			⇒h	= +r\	
建設業の許 可	施工に必要な	十五 性	許可番号		計可 ()	更新)年	月日
		上事業 知事 -	-般	号	结	手 月	日
		出 英	〕 定 第一般	号	在	手 月	日
			<u> </u>				
	保険加入	健康保険	厚生年			雇用保険	
健康保険等	の有無	加入 未加入 適用除外	加入 適用[入 未加入 適用除外	
の加入状況	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年	金保険	雇用保険	
	整理記号等						
監督員	名		安全衛生責任	者名			
権限及7			安全衛生推進	者名			
現場代理力			雇用管理責任				
権限及7			 				
意見申出	方法		専門技術者	4 名			
主任技術者	事 任 非専任		資格 内	容			
資 格 内	容		担当工事	内容			
外国人建設就 従事の状況(有 無	外国人技能実習 従事の状況(有		有	無	

《再-	下請負	関係)	Ì

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

	1	行(開吳朱		S D C S C		TKH 1 7C C	75.70
会 社 名			代表者名				
住 所電話番号							
工 事 名 称 び 工 事 内 容							
工期	自 至	年 月 年 月	製 約 日		年	月	日
	施工に必要な	許可業種	許 可 番 号		許可(別	更新) 年月	月日
建設業の許可		上事業 知事 -	f定 -般 第	号	年	15 月	日
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	r定 第 -般 第	号	年	手 月	日
	保険加入	健康保険	厚生年	金保険	雇用保険		
健康保険等	の有無	加入 未加入 適用除外	加入 適用	未加入 除外	加入 未加入 適用除外		
の加入状況	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年	金保険	雇用保	以
	整理記号等						
現場代理人	名		安全衛生責任	者名			
権限及で 意見申出	方法		安全衛生推進	者名			
主任技術者	名 専 任 非専任		雇用管理責任	者名			
資格內容	容		専門技術者	名			
			資格內容				
			担当工事	内容			
外国人建設就 従事の状況(有 無	外国人技能実習 従事の状況(有		有	無	
	•			•			

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建 |設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

施工体制台帳

「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」 国官技第70号 国営技第30号 平成13年3月30日 大臣官房表術調査課長 大臣官房表術調査課長

「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正」(伴う追加措置について」 国コ企第3号 平成13年3月30日

大臣官房技術調査課 建設コスト管理企画室長

国 官 技 第70 国 営 技 第39号 平成 13 年 3 月 30 日

大臣官房技術調查課長 大臣官房営繕技術管理室長

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

1. 目 💥

公共工事の人札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法と基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制の把握するとともに、請負者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2. 対象工事

工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額 (当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額) が 3,000 万円 (建築一式工事においては 4,500 万円) 以上になる工事。

3. 記載すべき内容

- (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者 (下請すを含む) 及び元請負の専門技術者 (専任している場合のみ) の顔写真
- (4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
 - (注1) 提出様式は、別紙様式を参考とする。
 - (注2) 施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国経建第 84 号) を参考とする。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

5. 提出根拠

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13条
- ・土木工事共通仕様書 第1編共通編 「1-1-10施工体制台帳」

6. 滴 用

この要領は、 平成 13 年4月1日以降に発注する工事に適用する。

国 コ 企 第 3 号 平成13年 3月30日

大臣官房技術調査課 建設コスト管理企画室長

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について

特記仕様書記載例

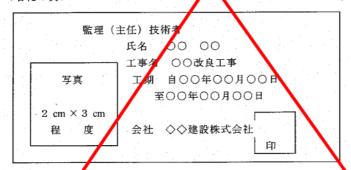
【施工体制台帳】

請負者は、別紙「様式例4 (工事担当技術者)」を追加して施工体制台帳を作成し工事現場 に備えるとともに、監督員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術 者 (下請負を含む)及び元請負の専門技術者 (専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生 年月日、所属会社名を記載するものとする。

【現場の管理】(必要に応じ記載)

請負者は、監理技術者、主任技術者 (下請負を含む) 及び元請負の専門技術者 (専任している場合のみ) に、工事現場内において 工事名 工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>



- 注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
- 注2) 所属会社の社印とする。

【施工体制台帳および施工体系図】

施工体制台帳及び施工体系図は、建設工事の下請契約の請負代金の総額が 3,000 万円 (方だ t、建築一式工事の場合は 4,500 万円) 以上となった場合には公共、民間を問わず必ず(作成しな) ればなりません。施工体制台帳は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き(彼すまでの期間工事現場ごとに備え置かなければなりませんし、施工体系図はその期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示する必要があります。

加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

施工体制台帳は 所定の記載事項と添付書類から成り立っていますので、「元請業者と一次 下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、 施工体制台帳となります。また、平成13年10月1日から公共工事は係る施工体制台帳につい ては二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約約款を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところです。

様式-6(1) 《参 考》	年月日:
施工体制台帳 様式例-1 施 工	体制 台帳
[会社名]	
[事業[名]	許可番号 許可(更新)年月口
建設業の 許 可 工事業 □ 知事	□ 特定 □ 一般
工事業□知事	□ 等定 □ 一般
工事名称 及 び 工事内容	
発注者名及び日本	
工期至	契約日
契約 定分 名 和 党業所 元請契約 下請契約	往 所
発注者の 監督員名	権限及び意見申出方法
監督員名	権限及び意見申出方法
現場 代理人名 監理 □ 专任	権限及び意見申出方法
技術者名 □ 非専任 申 門	資格内容 専 門
技術者名 資格內容	技術者名
担当工事内容	担当工事内容
添付することにより記載を 2 監理技術者の配置状況につ 3 専門技術者には、土木・剣 を施工するために必要なま	での請負契約約款や下請負契約約款に記載ある場合は、その写し 全省略することができる。 かいて「専任・非専任」のいづれかに○印を付けること。 建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事 三任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資 所者を兼ねることができる。)

様式-6(2) 《参 考》 加工体制台帳 様式例-2 〈〈下請負人に関する事項〉〉

MASSAL-MASSASSASSASSASSASSASSASSASSASSASSASSASS	
会社名	代表社名
住 所電話番号	(TEL –)
工事名称 及び 工事内容	
工期至	契約日
許可業種	許可番号 許可(更新)年月日
	特定
建設業の 許 可 工事業 □ 工事業 □ 工事業 □	第一般 第
	特定 第 号
現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
※主任技術者名 □ 専任 □ 非専任	雇用管理責任者名
資格内容	※専門技術者名
	資格內容
	担当工事内容

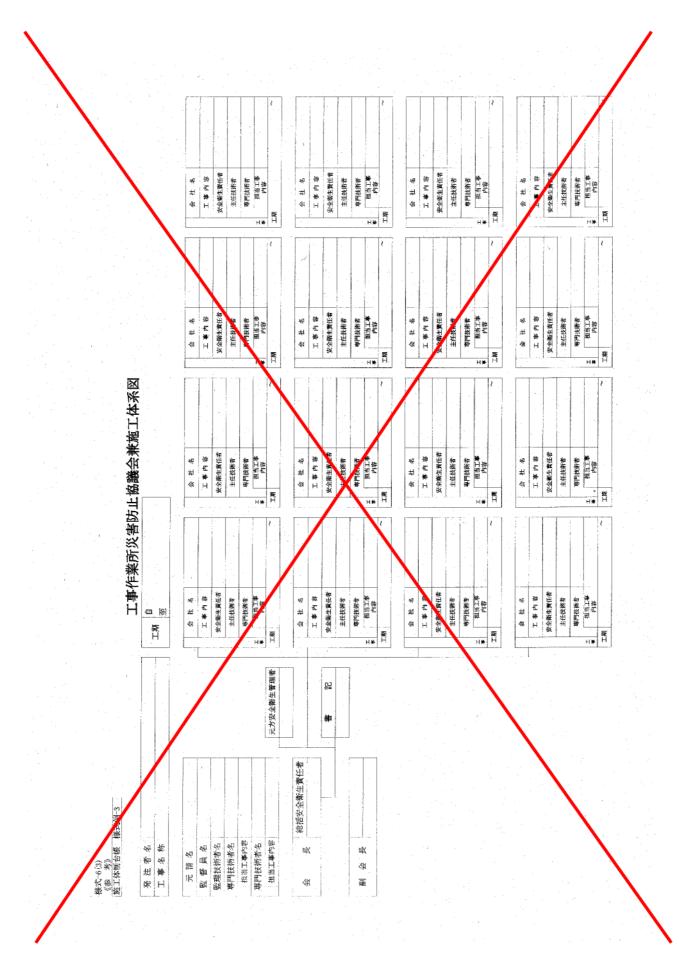
- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

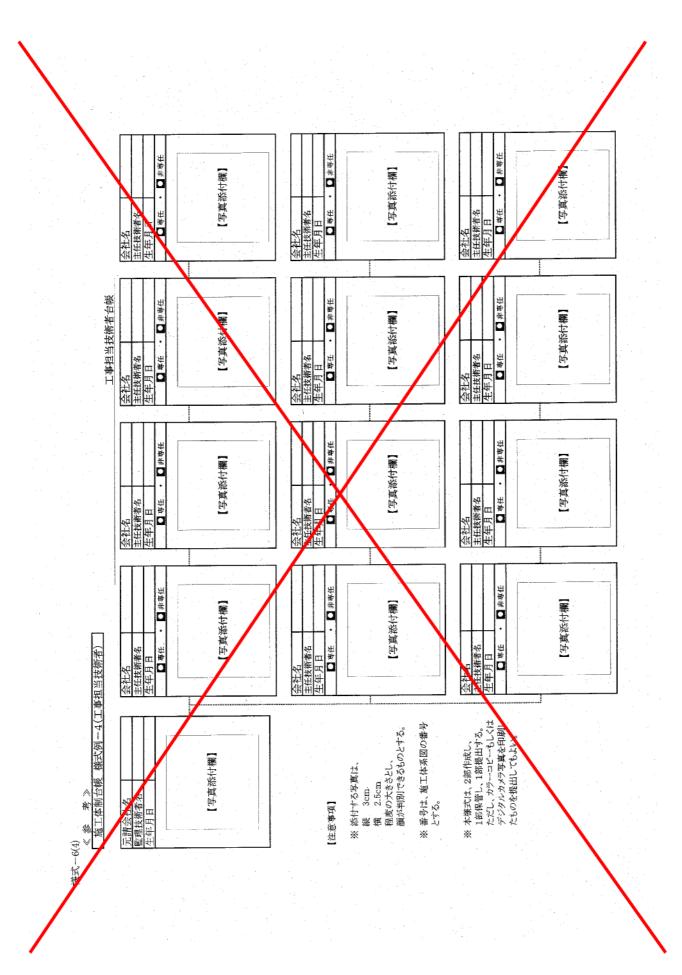
 主任技術者の配置が兄について[専任・非専任]のいづれかに〇甲を付すること。

 専門技術者には、上木・建築一式工事を施工の場合等でその丁事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者として可資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者と要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 (1)経験年数による場合
 1)大学卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 3)その他 10年以上の実務経験
 (2)資格等による場合
 1)建設業法「技術検定」
 2)建設業法「技術大武験」
 3)技術士法「技術士武験」
 4)電気工事士法「電気工事士試験」
 5)電気事業法「電気工事士試験」
 6)消防法「消防設備士試験」
 7)職業能力開発促進法「技能検定」





4. CORINSへの登録

受注者は、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、適宜登録機関:日本建設総合情報センター (JACIC) に登録申請する。なお、登録にあたっては、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けなければならない。 (提出は不要)

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示 しなければならない。なお、変更時と完成時の間か10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略する ことができる。

4.1 登録対象工事

当初契約時または変更契約時において工事請負代金額が500万円以上の工事

4.2 登録時期

受注時: 契約後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内

変更時: 変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き10日以内

完成時: 完成検査完了後 工事完成後(竣工後) 10 日以内

訂正時: 適宜

4.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設総合情報センター (JACIC) のホームページを参照すること。 (http://www.jacic.or.jp/)

5.3 参考様式

別添様式1

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名		
項目	細 別	提案	内	容
□創意工夫	□施工			
	口扩针体对口			
	□新技術活用			
	□品質			
	□安全衛生			
	口女王用工			
□社会性等	□地域への貢献等			

- 1 該当する項目の□にレマークを記入。
- 2 具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に整理。

説明資料

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		
項目	細別	
提案内容	·	
(説明)		

8.3 写真管理

8.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

8.3.2 基準等

「写真管理基準」を参照のこと。

8.3.3 写真管理上での留意点

「写真管理基準」にある留意事項等のほか、特に留意すべき点は、下記のとおりである。

- (1) 着手前及び完成写真
 - ①工事区間全体の状況が判るように撮影すること。全景が、同一画面に入らない場合は、つなぎ (パノラマ) 写真又は追い写真とする。
 - ②起終点位置や重要な中間点にはポール等を立てること。(丁張り設置後に撮影すると、計画も判然として効果的である。)
 - ③着手前と完成写真は同一構図となるよう撮影する。

(2) 施工状況写真

- ①各施工段階における施工機械等の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、 規定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況写真を撮影するものであるが、 その撮影の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。
- ②指定仮設物及び主要な仮設物並びに補修状況を撮影する。なお、火薬庫、電気設備については、当該施設周辺の地勢状況が判るように撮影する。
- ③工事現場においては設計図書と現地との不一致等の問題が種々発生するが、その対応策は 設計変更の対象となる可能性も高いので、必要に応じて原因・状況・対策に即した撮影内 容を監督員と協議して決定する。
- ④できるだけ測点、周囲の地形・地物を背景に入れて、撮影目的物の位置を明瞭にするよう 工夫する。また、やむをえず細部撮影をする場合は、位置が不明確になるため、遠・近の 組写真となるよう工夫する。
- ⑤管工事において工事完成後に明視できない箇所 (不可視部分)の状況を確認する観点から、 布設されたすべての管について布設完了時の状況がわかる写真を撮影するものとする。 なお、撮影に際しては管番号及び、離脱防止金具・異形管・弁類等の設置箇所や個数等が わかるように撮影するものとする。

(3) 使用材料写真

- ①請負者が他から購入して使用する工事材料で、使用後において形状・寸法・数量が確認で きないものについては現場搬入時に検収写真を撮影する。
- ② I I Sマーク製品については、規格及び I I Sマーク等の表示を撮影するのみでよい。
- ③日本水道協会規格(JWWA)の水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP,VP)、水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手(HIVP,VP)については、JIS製品の検収方法と同様とする。

農業土木工事施工管理の統一事項

- ④ J I Sマーク製品等以外の管資材についても、品質証明書等と現品の整合が確認できるものについては、形状・寸法確認の写真撮影は不要とするが、規格や表示マークの写真撮影は行う。
- ⑤切管の検収写真は、管種・管径毎に面取り後の写真を1枚ずつ撮影することとする。 ただし、標線位置の管理記録はすべての切管で行う。

(4) 品質管理写真

品質管理の試験又は測定の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

(5) 出来形管理写真

- ①明視できない箇所(不可視部分)の出来形(高)寸法を確認(証明)するための写真撮影であるので、被写体の映像及び目盛を明確に撮影しなけらばならない。なお、不可視部分の定義は次のとおりとする。
 - ・破壊しないと容易に確認又は測定できない構造。(例:砕石基礎、コンクリート基礎、 鉄筋、下層路盤等)
 - ・工事途中の工種の終了時には明視できても、全工事完成後又は次期発注工事で不可視となる構造。(例:高盛土が施工される小口径の管梁寸法、盛土等他工種の施工により不可視となる構造物の背面寸法、次期舗装工事が施工される場合の下層路盤施工幅寸法等)
 - ・梯子等昇降器具又は渡川器材等の仮設物を使用しないと容易に確認又は測定できない構造(例:橋台、橋脚、擁壁、根固・水制工)
 - ・その他構造等の特殊性により不可視となる部分の寸法。
- ②出来形写真にはその寸法が確認できる添尺(箱尺、巻尺、リボンテープ、ノギス等)を使用する。また、カメラアングルが悪いと正確な寸法が撮影されないので、測定尺とカメラの位置が正面又は水平になるように留意する。

(6) 安全管理写真

標識等の設置状況及び交通誘導員等の配置状況写真は、万一事故が発生した場合は、原因調査資料及び安全管理状況の証明資料ともなるので、設置又は配置状況が変わればその都度撮影を行っておく。又、必要に応じて夜間撮影も行っておく。

(7) その他(公害、環境、補償等) 必要に応じて、事前調査写真を撮影しておく。

(8) 写真編集の不可

電子媒体に記録された工事写真(以下「デジタル写真」という。)については、写真編集等写真の信憑性を考慮し、いかなる編集(明るさの補正や回転等)も行ってはならない。

(9) 仮設備写真

掲示物(施工体系図、建設業許可票等)については、全景写真のみで個別のアップ写真の提出は不要。

(10) 施工写真(産業廃棄物の処理状況)

産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、積込・運搬・搬入・処理状況の判る写真を撮影する。(撮影頻度は、廃棄物の種類毎に1サイクル)

なお、搬出時期、搬出先が変わる場合には、その都度撮影する。

農業土木工事施工管理の統一事項

(11) 品質·出来形確認写真

黒板の数量(設計値、実測値等)と施工管理図等の数量が確認できれば、写真帳の添え書きに設計値、実測値等の数値を記入する必要はない。 黒板の数量(設計値、実測値等)と施工管理図等の数量が確認できれば、写真帳の添え書きに設計値、実測値等の数値を記入する必要はない。

(12) 工事検査写真

工事検査写真は、必要最小限の枚数とする。また、黒板に設計寸法、実測寸法等を記入する 必要はない。

(13) 段階確認・立会写真

段階確認・立会写真は、段階確認書等に添付しているため、工事写真での提出は不要。

農業土木工事施工管理の統一事項

10. 材料関係

10.1 レディーミクストコンクリート

10.1.1 製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料

農業土木工事共通仕様書の第1編3-3-2工場選定おける「製造会社の材料試験結果」及び「配合の決定に関する確認資料は、下記のものとする。

- (1) 材料試験結果 セメント、骨材、練り混ぜ水、混和材の試験成績表
- (2)配合決定確認資料

配合計画報告書、配合計算書

だだし、コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した工場のコンクリートを使用する場合には、「品質管理監査合格書の写し」と「レディーミクストコンクリート配合計画報告書」のみの提出とすることができる。

新	JIS	S(H26.3	. 20 ī	ツ 』	E)	レ	ディーミクス	トコンクリ	ート	配合計画書	<u> </u>		N	0.	
			,	殿									平成	年 月	日
			,								見造会社・		1		
										西	合計画者	名			
-	I.	事名	称	\perp											
	が ス	在 . 予 定 時	地	+											
		の適用期間		+											
		ートの打込み													
							配合	の設	計	条件					
			リートの			呼て	が強度			ンプ又は /プフロー	粗骨材		大寸法		トの種類
呼(び方	種類に	よる記	号						cm		mm		121	る記号
		セメントの	種類				呼び方札	欄に記載		空気量		II. oho			%
		骨材の種	類				使用材料	料欄に記	載	軽量コンク量	リートの単	位容	責質		kg/m ³
		粗骨材の					呼び方標	欄に記載		コンクリート	トの温度			最高・最	t低 °C
440		アルカリシ 法 ^{b)}								水セメント	比の目標値	道の上	限		%
	定項	骨材のアク る区分	レカリシ	リカト	でにはいる		使用材料	料欄に記	載	, ,,	の目標値の	kg/m ³			
		水の区分					使用材料欄に記載			単位セメン 又は目標	小量の目標 値の上限	kg/m ³			
		混和材料	の種類	及び	使用量		使用材料及び配合 表欄に記載。			流動化後のスランプ増大量					cm
	ļ	塩化物含	有量				ŀ	kg/m ³ 以	下						
		呼び強度	を保証で	する柞	才齢		日								
							使	用 材	t	料 ^{C)}					
セノ	メント	生産者	名							密度 g/cm			Na 2	Oeq d) %	
混 3	和材	製品名	ż,				種類			密度。			Na 2	Oeq e)	
120		32 111 1				<u> </u>		14 E E E	d.	g/cm	g/cm		obe also	%	W 41 0 B
骨 材	No	種類			地又は 品名		アルカリシリカ反応性 による区分 ^{f)}			粒の大きの範囲	₃) 又は3	ミ積 しょうしょう	密度		微粒分量 の範囲 ⁽ⁱ⁾
					nn 41		区分	試験方	法	V 7 NG (21)	率	h)	絶乾	表乾	%
細骨	<u>4</u>														
材	6														
粗	4														
骨	(5)														
材	6														
_	1剤①	製品名	4					種類					N	la ₂ Oeq ^{j)} %	
		 塩化物量	k)		%	水	の区分 1)				目標ス	ラッシ	 ^ジ 固形ゟ	→ 立 m)	%
回	仅骨材	†の使用方注	法 ⁿ⁾	細帽	材			粗骨	材						
							配	合	表	°) kg/m					
t)	メント	混和材	水		細骨材()	細骨材②	細骨材	3	粗骨材①	粗骨材②	粗	骨材③	混和剂①p)	混和剤②
-	.ha .ht	1.11.		0/		. 64	A 4411	L			Am r	L #-1			
	セメン			%	7	〈結	合材比 ()			%	細作	材率	i		%
1	浦 オ	考													

旧	JIS	(H23, 12	. 20 라	女正))	レデ	ィーミクン	ストコンクリー	小配合計画	書			_	0			
			展	л. Х	_								平成	年 月	F		
											会社・エ	_	l				
										配合	計画者名	1					
	I 所	事 名 在	<u>称</u> 地	+													
		予定時	_														
		の適用期間															
コ	ノクリー	トの打込み	適所														
							配 台	か設ま			yn Ja 4	han E	1 - 1 1 -	1			
			リートの			呼び	強度		ランプ又は ンプフロー		粗骨材	が発法	大寸	1	トの種類		
呼(び方	種類に	よる記	芳					cm			mm		んころ	る記号		
		セメントの	話粨				15区7ドナ	5欄に記載	空気量						%		
	ŀ	骨材の種類						材欄に記	1		1.084	i-	本所 且.		3		
		育材の種類	現				載		軽重コン	79.	ートの単位	业谷 4	貝貝里		kg/m		
		粗骨材の					呼びた	5欄に記載	コンクリー	- トの	温度			最高	·最低 ℃		
lle.		アルカリシ	リカ反応	芯抑 制	制対策のプ	方法			水セメン	ト比の	の目標値	の上	限		%		
	定項	骨材のアル 区分	レカリシ	リカト	反応性によ	さる	使用材	材料欄に記	単位水量	単位水量の目標値の上限					kg/m ³		
		水の区分					使用材料欄に記 載			単位セメント量の目標値の下限 又は目標値の上限					kg/m ³		
		混和材料	の種類	及び値	吏用量		使用材料及び配 合表欄に記載		1	流動化後のスランプ増大量					em		
		塩化物含	有量				H	kg/m 以下	:								
		呼び強度	を保証	する材	扩齢			E									
							使	用 材	料 ^{C)}								
セ	メント	生産者	名						密度 g/cm	3			Na ₂	Oeq ^{d)} %			
湿	和材	製品	名			我	重類		密度				Na ₂	Oeq e)			
1,50	- TH-PG	3244	∠ни-ін								g/cm					%	
骨	No.	種類	i I		地又は	<i>P.</i>		リカ反応性 区分 ⁶	粒の大き		粗粒率 は実積		密度	g/cm	微粒分量 の範囲 ³		
材	110.	生为	`	r	品名	<u> </u>	区分	試験方法	の範囲	g)	h)	-	絶乾	表乾	%		
細	1																
骨 材	3																
粗	1								+					+			
骨	2																
材	③ n剤①													la₂Oeq ^ĵ			
	n和(1) n剤(2)	製品	名					種類					_ ^r	%			
斜	骨材(の塩化物量	k)		%	水	の区分)			目標	スラッ	ジ固形	分立 m)	%		
							配	合 表	ξ ⁿ⁾ kg/m ³								
セ	かト	混和材	水		細骨材①	斜	冊 付②	細骨材③	粗骨材①	*	租骨材②	粗竹	骨材③	混和剤①	混和剤②		
水	セメン	htt:		%	7	k 結合	材比。		%	-	細骨	材率			%		
	第 考			70	/4	isma D	AT NO		/0		PH PI	1-1 -F			70		
L VI	nd of	,															

	レデーミク	ストコンクリ-	一卜配合報告書		No.
				平成	年月日
	殿		_	设造工場名	
			話	合計画者名	
工事名	称				
所 在	地				
納入予定時	执				
本配合の適用期	月間				
コンクリートの打込み	箇所				
	配合	の設	計 条	/ #	
	世品・特 骨材の種類 品の区分 による区分	IND. T K CAS FIFE	スランプ	粗骨材の最大寸 法による区分	セメントの種
呼び方	の区分によるにか	7		佐による区分	類による区分
単位	容積質量	(kg/m²)(t/m²)	李 気	量	%
指定事項 (11) コン	クリートの温度最高	高・最低 °C	混和材料	の種類	
呼び強	角度を保証する材令	H.	アルカリ骨材反	応抑制方法	
	使	用材	料 (12)		
セメント製造会	ὲ社名	比	重	R ₂ O(%) (13)	
産 細 骨 材 又	地	粗 粒			乾
品	名	/ 11 12		表	乾
粗 骨 材 又	地は	実績率	又は	上 重 絶	乾
品	名	粗粒	率	表	乾
混 和 剤 製品	名	種類	細骨材の	塩分	%
混 和 材 製品		種類		種類	
	- SA	合 表	(kg/m²) (14)		1
セメント 水	細骨材細	骨材粗竹	材粗骨	材 混 和 剤	混 和 材
水セメント比	% 細骨材率	%	コンクリートI (塩素イオン)	こ含まれる塩化物質として)	kg/㎡以下
備					

- (11) 呼び方欄以外に指定された場合に記入する。 (12) 配合設計に用いた値を記入する。 (13) ポルトランドセメントを使用した場合にだけ記入する。 (14) 骨材について普通骨材の場合は表面乾燥飽水状態の質量で、軽量骨材の場合は絶対乾燥状態の質量で表す。

